

第2回文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ 公的な鑑定評価に関する作業部会資料

美術品（近現代分野）の評価について

令和5年2月22日（水）
文化庁文化経済・国際課

1. 第1回作業部会 議事概要

第2回作業部会 事務局説明資料

1. 第1回作業部会 議事概要
2. 第1回作業部会の補足
(米国制度、活用イメージ、税務における美術品の評価方法)
3. 実務を踏まえた論点について (公認会計士協会渋谷様より)
4. 今後の議論の方向性 (それを踏まえた議論すべきポイント)

第1回作業部会 議事概要

- 東美鑑定評価機構では、利害関係者が関与しない前提で独立性は担保されている。レポートについても現在は公表はされていないが鑑定をする際にはかなり詳細に基礎資料をレポートとしてまとめる能力が既にある。鑑定委員会は月1回開催し、評価も同時に行う場合がある。フェアバリュースではなく、下値（最低買い取り価格）として評価することが多い。
- 価格評価の信頼性向上については、現場でもニーズがある。 保険をかけたくてもかけられない、金融担保がつけられれば借入れをして買いたい等の声を聴く。また、若手の画商が作品をレンタルしたいと思っても保険がかけられないという声もある。信頼性の高い価格評価がインフラとして整備されれば、市場活性化につながる。
- アート市場活性化が目的の第一歩でも良いが、その後何らかの形で税と結びつけることが必要。 それによって価格評価がさかんになる。
- 今回の進め方において、国内実務を尊重しながら明文化する形で基準を作っていくと理解。 その観点では、精通者意見価格を残しながらも、その信頼性を高める形に構成しなおすことも一つの方法。独立した複数の鑑定人によって価格評価を行う等の形を求める必要性。
- 税に関しては、税制改正要望も手ではあるが、評価通達の扱いを変えるという手段もある。 現状、「精通者意見等を参考にするなど」という記載になっているところ、これら機関の評価を精通者意見に含めるなど、実務上使える形にして（国税庁等に）受け入れてもらうことを担保する。
- 国内において米国と同等基準で価格評価を行っている団体があるということであれば、今回作成の「たたき台」の内容等をうまく使い求める評価書を書ける団体を確保するためのオーダーシートを作り、それに応じられる団体に対して認定を行い、国税庁もそれを精通者意見として認める、という形になると良いのではないかと。
- （過去の取引事例の）データベースに関しては、米国ではアートネット等のリサーチ会社が有料で提供しているものがあり、図書館等の公共機関においてそれらを無料でみることができるとの仕組みが整っている。

2. 第1回作業部会の補足

米国における税制優遇のための評価基準と寄付受け入れ制度

- IRSが発行するガイドラインPublication561において、5,000ドル以上の寄附を行う際の必要書類の一つとして“適格な鑑定人による適格な鑑定書 (qualified appraisal,” completed by a “qualified appraiser.)”が求められている。
- 適格な鑑定人 Qualified appraiserとして求められている要件は以下の通り

認定鑑定士とは、鑑定の対象となる資産の種類に応じて、その評価に関する証明可能な教育と経験を有する個人を指す。

1. 以下のいずれかにあてはまる者:

- a. 評価する資産の種類に応じて、広く認められた資産鑑定評価団体から鑑定士の指定を得ている者。又は
- b. 定められた最低教育要件を満たし、評価する資産において2年以上の経験がある者。最低教育要件を満たすには、以下のいずれかより取得した専門職または大学卒業程度の課程を修了している必要がある。
 - i. 専門職または大学卒業程度の教育機関。又は
 - ii. 資産評価に関する教育プログラムを定期的に提供している専門的な業界団体または鑑定評価団体。又は
 - iii. 専門職または大学卒業程度のコースに匹敵する、実習や教育プログラムの一環として雇用主が実施するもの

2. 定期的に対価を得て鑑定書を作成している者。

3. 除外要件に当てはまらないもの。(除外要件は、利害関係者等を排除するもの等が規定されている)

※「https://www.irs.gov/publications/p561#en_US_202109_publink1000258036」をもとに事務局が訳出。

- さらに2018年から、USPAPの方針に基づいた価格評価を求めている。
→上記条件を満たす評価団体は、米国内で3団体のみ。

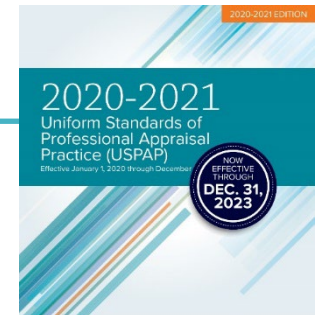
Appraisers Association of America
International Society of America
American Society of Appraisers



USPAP 米国鑑定評価統一基準

(The Uniform Standards of Professional Appraisal Practice)

- 米国で一般に認められている鑑定評価倫理・実務遂行基準。
- 1989年に米国議会によって採択。不動産のみならず、動産や企業評価に関する基準も記載されている。



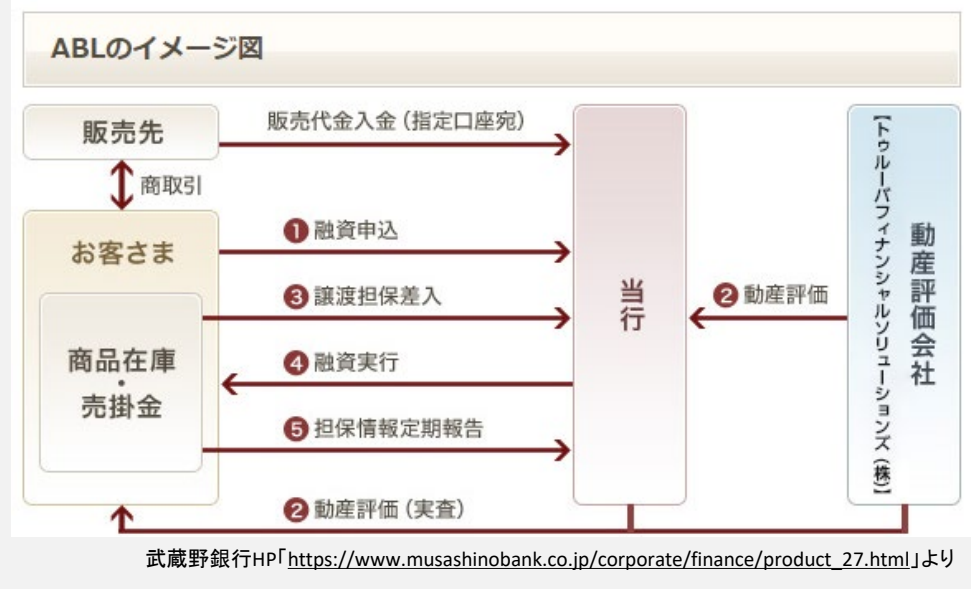
PLUS
Customize Your Appraisal Standards Manual
USPAP FREQUENTLY ASKED QUESTIONS (FAQ)

The Appraisal
FOUNDATION
APPRAISAL & ANALYSIS BOARD

鑑定評価制度の活用イメージ

□ ABL(Asset Based Lending) 動産担保融資

平成16年11月の「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」により平成17年から開始された動産譲渡登記制度の運用によるもの。企業が保有する在庫商品や機械設備等、これまで担保としてあまり活用されてこなかった動産を活用した資金調達が可能となった。他方で信頼性の高い評価が必要な制度であり、本制度が活用されることが期待される。



□ 美術品に対する損害保険契約にあたっての評価

損害保険等の契約にあたっては、当該作品の評価額に作品種別（絵画、壺、掛け軸、仏像等の別）、保険期間等を加味して契約額を決定することとなる。

その際に、信頼性の高い評価手法により評価根拠の確からしさが示されることは、保険会社にとっては適正な保険料の設定ができることに繋がりメリットがある。

e.g.) サザビーズが開始した融資ビジネス（美術品担保）



2004年5月、ニューヨークのオークションハウス、サザビーズで、1億4160万8000ドルで落札されたパブロ・ピカソの絵画「バビリス（群衆の集まる）」。

（略）サザビーズは自社が販売するほぼ全ての種類の物品（ワインや腕時計も含むが、NFTは除く）に対し、200万ドル（約2億7000万円）から1億5000万ドル（約202億円）の融資を行う。例えば、サザビーズは現在、オールドマスター絵画のコレクションを担保とした大型融資を準備中だ。

サザビーズは融資残高を開示していないが、融資の需要は高く、残高は年率で35%増加したという。サザビーズは非公開化する前の2019年9月30日時点では8億5100万ドル（約1150億円）の有担保融資を報告していた。

<https://www.businessinsider.jp/post-255351>

国税庁の関連制度における価格評価方法の現状

「法令解釈通達」(美術品を現物寄贈する際の時価評価)

135 書画骨とう品の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 書画骨とう品で書画骨とう品の販売業者が有するものの価額は、133「たな卸商品等の評価」の定めによって評価する。

(2) (1)に掲げる書画骨とう品以外の書画骨とう品の価額は、**売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価**する。

「公売財産評価事務提要 第5章第3節 美術品等の評価」(事務運営指針)

美術品、宝石、ブランド品、その他これに類する動産について、その**真贋鑑定を行い、鑑定書又はそれに類する証明書等を付すことでその価値が高まると認められる場合は、鑑定人等に鑑定を依頼するものとし、また、見積価額が比較的低額と認められる財産で、適当な取引事例があり評価可能と認められるときは、精通者意見等を参考にするなど、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。**

なお、美術品等の評価に当たっては、その**種別、作者別、年代別等による市場価格又は類似品の取引における価格を参考として評価**すること。

(注) 書画、骨とう等の評価については、当該書画、骨とう等が有名品であっても、それらに箱書、奥書、鑑定書等がある場合とない場合、更に鑑定者の有名、無名等によって、その価格に相当の開差があることに留意する。

財産債務調書

書画骨とう及び美術工芸品

(1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、**適正と認められる売買実例価額**

(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額

(3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額

作業部会の目的・今後の進め方

- 現状、国内での評価実務は、各機関・企業が独自の方法の下で行っているもので、その質は様々。よってR4年度は価格評価の客観性・信頼性担保を目的として、近現代美術品関係者が共通して使用することができる実務遂行基準としての価格評価方法について検討し、試行版の公表を行う。
- 試行版の検討・公表にあたっては、足元ではABL（動産担保）融資や保険契約時の評価額算定等の活用を促進するためのインフラとして、セカンダリーを含むマーケットの活性化を目指すものであるが、同時に税務実務等においても有用なものになるよう留意する。
- R5年度は、各ユースケースにおいて「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価方法」（試行版）の実証的な実施を行い、試行版の精緻化を行うとともに、認定対象となるべき機関・企業の方考え方の整理を行う。
- R5年度末以降の本格実施、データベースの構築（整備）等も見据え、関連して整理しておくべき事項・要件を確認する。

3. 実務を踏まえた論点について（公認会計士協会様）

4. 今後の議論の方向性（議論すべきポイント）

- 会計実務、税務実務を踏まえ、たたき台に記載しておくべき手順、検討しておくべき論点がないか
- R5年度実証において想定すべきユースケースについて
e.g.)相続財産の評価、美術品を担保とした融資、損害保険契約等
- 機関・企業の認定を考えた際に、他に定める必要がある項目はないか
e.g.)機関・企業、鑑定評価人のアカウントビリティについて
- その他、類似の制度から参照すべき論点がないか
e.g.)鑑定評価倫理基準 (USPAP)
不当な鑑定評価等及び違反行為に係る処分基準 (不動産鑑定士制度)